

市税延滞金などの割合の 計算方法が変わります

税務収納課 ☎66・11117

平成26年1月1日以降は、延滞金と還付加算金の割合の特例が改正されます。

	本則	現行の特例	現行の特例による平成25年中の割合	改正後の特例	【参考】特例基準割合が2%の場合
延滞金	納付期限の翌日から1カ月以内	7.3%	商業手形の基準割引率+4%	特例基準割合+1%	3%
	納付期限の翌日から1カ月経過後	14.6%	なし	特例基準割合+7.3%	9.3%
還付加算金	7.3%	公定歩合+4%	4.3%	特例基準割合	2%

※特例基準割合とは、財務大臣が前年の12月15日までに告示する割合(国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年の10月から前年9月までの各月における年平均)に1%を加算した割合です。

税務署からのお知らせ

税務収納課 ☎66・11116

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

平成26年1月から、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずる業務を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。この記帳と帳簿書類の保存制度は、所得税の申告が必要ない方も対象となります。詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。どうか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

また、名古屋国税局では、PTaxの利用方法などをメールで配信していますので、ご希望の方は、パソコンのメールアドレスの宛先に、email@nag.na.go.jpを入力して、空メールを送信することで登録できますので、ご利用をお願いします。

問合せ先 豊橋税務署個人課税第一部門
☎0532・252・6201

年末の安全なまちづくり 市民運動 12月1日～20日

安全安心課 ☎66・1156

年の瀬を控え、あわただしさを感じる季節となり、そのスキを狙った犯罪が起きがちになります。犯罪にあわないためには、防犯のポイントを理解し、日常的に実践できるようにしておくことが大切です。

運動の重点

- 住宅を対象とした侵入盗の防止
- ひったくりなど街頭で発生する犯罪の防止
- 子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止
- 振り込め詐欺の被害防止

年末年始観光道路などの営業時間

観光商工課 ☎66・1120

初日の出、初詣などのため、特別営業をします。

営業時間 12月31日(火)午後11時～1月1日(祝)午前8時

◆三ヶ根山スカイライン

通行料金…普通車410円

◆鳳来寺山パークウェイ

駐車料金…普通車500円

あわび陸上養殖施設の開所記念講演会

市、商工会議所、愛知工科大学、市内企業などでつくる「がまごおり産学官ネットワーク会議」では、「あわびの陸上養殖プロジェクト」を立ち上げ、12月中旬から試験養殖をスタートさせます。これを記念して講演会を開催します。

と き 12月18日(水)午後1時30分～4時30分(開場：午後1時)

ところ 商工会議所コンベンションホール、旧市民プール

内 容 第1部 午後1時30分～午後3時 講演会(商工会議所コンベンションホール)

「愛知県栽培漁業センターにおけるクロアワビ種苗生産について」

講師：(公財)愛知県水産業振興基金 栽培漁業部生産課 主査 荒川 純平

※このほか、陸上養殖装置の概要説明を行います。

第2部 午後3時30分～4時30分 現地見学会(旧市民プール)

希望される方を対象に養殖施設を案内します。

定 員 50人(申し込み順) 参加費 無料

申し込み 12月12日(木)までに、ファクスまたはEメールで、勤務先(住所)、氏名、電話番号、現地見学会の参加の有無を明記の上、企画広報課(FAX66・1190 Eメール kikaku@city.gamagori.lg.jp)へ。

※随時、現地見学会を行います。興味のある方、養殖事業に参入したいと考えている方は、ご連絡ください。

企画広報課 ☎66・1162